

インボイス制度に係る指定収集袋等の対応について

廃棄物処理手数料について事業者よりインボイス領収書の発行を求められた場合、取扱店はインボイス対応の領収書を発行する必要があります。

1. 適格請求書発行事業者である（登録番号がある）取扱店の場合（図1参照）

指定収集袋等を販売した際は、取扱店独自の取扱店名等と登録番号が記載された領収書（レシート等）または、同封の小平市一般廃棄物処理手数料領収書を発行してください。

（媒介者交付特例制度）

*廃棄物処理シールの販売は非課税であり、インボイスはありません。

2. 適格請求書発行事業者でない（登録番号がない）取扱店の場合（図2参照）

①販売時にインボイスを求められた場合

同封の小平市廃棄物処理手数料領収書を発行してください。（代理交付制度）

*廃棄物処理シールの販売は非課税であり、インボイスはありません。

②販売時にインボイスを求められない場合

これまで通り取扱店の領収書（レシート等）を発行してください。

3. 指定収集袋等の課税判定について

・課税（10%対象）

指定収集袋・資源物用ひも

・非課税（インボイス不要）

廃棄物処理シール

4. 領収書の税額表示について（図1・図2）

指定収集袋及び資源用ひもは、たばこ等と同様に税込みの小売定価ですので、領収書の記載についても、「税込価格」と「消費税額」を併記してください。（表示例、図1・図2参照）

税抜価格の税率ごとの合計額の算出の際の端数処理の方法は事業者の任意となります。

また、消費税額の計算は、税率ごとの合計額から算出します（端数処理は一の適格簡易請求書につき税率ごとに1回である必要があります）。

（参考：国税庁「消費税の仕入税額控除制度における 適格請求書等保存方式に関するQ&A」問57より）

5. 経理処理について

指定収集袋等の経理処理はこれまでと同様に委託販売となります。具体的な仕訳例は後述の「収納事務委託に関する取引の経理処理について」をご確認ください。

(例) インボイス領収書の発行例

※事業用小袋 (1組 600円×3組)、事業用中袋 (1組 1,300円×1組) 購入の場合

※図2では、販売価格に10/110の値を掛け、消費税額を算出しています。

図1

取扱店の領収書を発行する場合
(媒介者交付特例制度)

登録番号等、必要な情報が記載された取扱店の
レシートや領収書を使用してください。

スーパー小平〇〇店

住所：東京都……

番号：T1234……

XX年10月XX日

領収書

コーラ※ 1点 ¥105 税抜

ビール 1点 ¥1,031 税抜

たばこ 1点 ¥500 税込

ごみ袋 4点 ¥3,100 税込

(税抜金額)

8%対象 1点 ¥105

10%対象 6点 ¥4,304

(消費税額)

8%対象 1点 ¥8

10%対象 6点 ¥430

合計金額 7点 ¥4,847

お預り ¥4,847

お釣 ¥0

※は軽減税率対象商品

図2

ごみ袋専用領収書を用いて、小平市の名前で発行する場合 (代理交付制度)

インボイス登録を行っていない事業者は小平市廃棄物処理手数料領収書を使用してください。

小平市 廃棄物処理手数料 領収書	
〇〇商事 様	XX年/〇月/日
3,100 円 (税率10% 消費税額 282 円)	
一般廃棄物処理手数料として、上記の金額領収しました。	
内訳 指定収集袋等	収入 印紙
小平市指定収集袋等販売受託事業者 取扱店名	
小平市 小平市小川町2丁目1333 登録番号 T2000020132110	

収納事務委託に関する取引の経理処理について

取引内容別に仕訳を表示しましたので、参考にしてください。

①袋製造業者より有料ごみ袋が届いた。

受託販売 ×××× / 未払金 ××××

②指定金融機関から有料ごみ袋の代金が、取扱手数料を差し引かれて引き落とされた。

未払金 ×××× / 普通預金（当座預金） ××××
未払金 ×××× / 受取手数料（雑収入） ××××
(注1)

③市民に有料ごみ袋を販売した。（50,000 円未満）

現金 ×××× / 受託販売 ××××

④市民に有料ごみ袋を販売した。（50,000 円以上）
（収入印紙をその場で購入して添付した。）

現金 ×××× / 受託販売 ××××
立替金 ×××× / 現金 ××××

⑤市民に有料ごみ袋を販売した。（50,000 円以上）
（以前購入しておいた在庫の収入印紙を添付した。）

現金 ×××× / 受託販売 ××××
立替金 ×××× / 租税公課 ××××

⑥商工会で立替えた収入印紙を精算した。

現金 ×××× / 立替金 ××××

* 有料ごみ袋の販売代金は取扱店の売上げにならず、また納品も仕入れではありません。

取扱店の収入（受取手数料）は、「納品金額×手数料率×消費税」のみとなります。

*（注1）受取手数料（雑収入）は消費税法上、課税売上げとなります。

* 受託販売の残高は、有料ごみ袋の在庫の金額と一致します。